

JICA(PC)第 12-14004 号
平成 16 年 12 月 14 日

環境社会配慮審査会
村山 武彦 委員長殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 小島 誠二

環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

諮問第 3 号「フィリピン国メトロマニラ排水機能向上計画調査」インテリム
レポート

以上

平成 17 年 2 月 17 日

国際協力機構
理事 小島 誠二殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 3 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 3 号「フィリピン国メトロマニラ排水機能向上計画調査」インテリムレポートについて、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するようお取り計らいください。

尚、当該レポートは JICA 環境社会配慮ガイドライン適用以前に着手された事業に関するものであるため、答申内容には当該レポートの記載内容を超えた今後の協力事業実施への反映を希望する内容も含まれていることを申し添えます。

以上

I. 全体コメント

1. 再定住の問題についての包括的な調査(提案)
不適切な再定住政策と professional squatters の増加に関する一般的な調査を行うこと
2. ステークホルダー協議(要求)
ステークホルダー協議の詳細を記載すること
3. M/P と F/S の整合性(要求)
M/P で示された提言(とりわけ「Guideline of Framework for Social Awareness」)に基づいて F/S でどのような取り組みが実施されるかを記載すること

II. 個別コメント

4. 要約 5.5 廃棄物管理の改善(提案)
不法投棄について、行政による取り締まり強化及びバランガイによる主体的な取り組み強化を記載すること
5. 要約 5.6 プロジェクトの概算(提案)
フィリピン側実施機関の財政負担能力を記載すること
6. 要約 6 優先プロジェクト(要求)
優先プロジェクト選択の基準及び検討経緯を記載すること
7. 要約 8 結論と勧告(要求)
本プロジェクトの実施に際しては informal settlers の参加及び協議を充実すべきであることを記載すること
8. 要約 8 結論と勧告(提案)
住民移転の実施方法に関する提言を加えること
9. 要約 8 結論と勧告(要求)
フィリピン側が「Guideline of Framework for Social Awareness」に基づいた再定住計画策定や再定住の生活支援を行うことを記載すること
10. 要約 8 結論と勧告(提案)
河川などへの不法投棄を禁止する法の遵守の必要性を記載すること
11. 2.1.2 河川と排水システム(要求)

プロジェクト対象地域内の土地利用・植生・生態系について記載すること

12. 2.2.3 土地利用 - 開発傾向と現状(提案)
有害廃棄物に関する対策の必要性を提案すること
13. 2.2.3 土地利用 - 開発傾向と現状(提案)
移転候補地の状況をステークホルダー協議で説明すること
14. 2.2.5 関連開発計画(提案)
過去の洪水対策・排水向上事業の反省点等を整理すること
15. 2.5.6 排水路(要求)
浚渫土による影響、具体的な処分措置、その実施方法を記載し、浚渫された土砂の有害物質に関する調査を提案すること
16. 2.6 排水システムの運転・維持管理組織及び活動(提案)
不法占拠を監視するシステムの強化を記載すること
17. 2.6.3 運転・維持管理活動と組織の改善のための主要課題(要求)
informal settlers の移転の必要性について具体的理由を記載すること
18. 2.7.3 排水区域の廃棄物管理改善のための主要課題(要求)
不法廃棄されていた廃棄物が正規に廃棄されても適正な処分が可能であることを記載すること
19. 5.1 基本方針(提案)
洪水対策・排水機能向上と貧困削減の関連を説明すること
20. 5.1 基本方針(要求)
プロジェクトの持続可能性を確保するため、関係機関の連携が必要であることを記載すること
21. 5.1 基本方針(提案)
水路内の多数の informal settlers 及び大量のゴミ・廃棄物の不法投棄等の違法行為が排水能力の障害・低下に及ぼす程度に関する説明を記載すること
22. 5.1 基本方針(要求)
排水能力の低下を示す定量的な評価の中に informal settlers の存在が含まれているかどうかを記載すること

23. 5.2.1 排水機能向上計画策定の基本方針及び条件(提案)
ごみの不法投棄に関与している人々に対して、可能な範囲で対策を記載すること
24. 5.2.2 排水機能向上計画の基本的考え方(要求)
住民移転という手段がさけられないのかどうか、他の選択肢の具体的な内容と選択肢間の比較、住民移転案を採択するに至った経緯がわかるよう記載すること
25. 5.2.2 排水機能向上計画の基本的考え方(要求)
雨量状況の情報収集及び各排水機場・水門等の操作を的確に行えるようなシステムの必要性を記載すること
26. 5.2.2 排水機能向上計画の基本的考え方(要求)
財源確保、人材の確保、育成、維持手法について具体的な検討・提言を記載すること
27. 5.3 廃棄物管理(提案)
エリアの実態に即した住民参加による廃棄物収集の実施を提言すること
28. 5.3.7 エステロへの投棄に関するICT活動(要求)
廃棄物・浚渫土の処分場の確保の必要性を記載すること
29. 5.3.7 エステロへの投棄に関するICT活動(要求)
廃棄物・浚渫土の収集・運搬、および最終処分が与える環境影響とその軽減策を記載すること。
30. 5.4 運転・維持管理計画(提案)
水路の運営・維持管理における balan ガイの役割を記載すること
31. 5.4.2 措置(提案)
運営・維持管理の措置の主体者をそれぞれ記載すること
32. 5.5.4 移転のフレームワーク(要求)
“professional squatters”や members of “squatting syndicates”が、再定住地から戻ってくる人々の多数を占めるとする根拠を示すこと
33. 5.5.4 移転のフレームワーク(要求)
住民移転の補償対象者の決定にあたっては、適正な手続きが必要であることを記載すること
34. 5.5.6 提案と勧告(提案)
強制立ち退きができるだけ生じないようにフィリピン側に働きかけること

35. 5.5.6 提案と勧告(要求)
人権に関する基本的な理解を踏まえた記載とすること
36. 5.5.6 提案と勧告(提案)
非自発的住民移転は、原則として、あらゆる方法を検討して回避に努めるものであることを記載すること
37. 5.5.6 提案と勧告(要求)
住民移転対象者への十分な情報提供と、事業計画策定における意味ある参加を確保することを記載すること
38. 5.5.6 提案と勧告(提案)
permission 等を有する informal settlers に対して住民移転関連の法律を適用する際の方針を定める必要があることを記載すること
39. 5.5.6 提案と勧告(要求)
住民移転をモニタリングする機関の必要性を記載すること
40. 5.5.6 提案と勧告(提案)
住民移転の実施における責任主体の役割分担を分かりやすく記載すること
41. 5.5.6 提案と勧告(要求)
移転候補地の状況を記載すること
42. 5.6.3 IEE の結果(要求)
種、生態系及び養殖を含む沿岸水産業に新たな影響を及ぼさないことを記載すること

以上